

## 「須坂市蔵のまち観光交流センター」

### 多目的ホールのご利用について

- ・利用の申し込みについて
- ・利用許可の制限、取消し等について
- ・多目的ホール利用料金について
- ・ご利用についての注意事項について

#### 利用申し込みについて

利用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
申込方法	申し込みは、申請者が直接ご来館のうえ、所定の許可申請用紙により申し込んでください。電話、メールでの申し込みは仮予約となります。
申込受付期間	利用申し込みは、利用予定日の 2 ヶ月前から 7 日前まで。
申込受付時間	午前 9 時から午後 5 時まで。
受付の順位	利用の許可は、申請書を受理した順位によって行います。
利用許可と 利用料の納入	利用料は、利用許可書が出た時点で納めていただきます。 (利用料は下記を参照してください)  冷暖房の利用料は、利用当日に納めていただきます。
利用の変更 及び取り消し	利用の変更又は、取りやめをしようとするときは、必ず申出てください。  いったん納めていただいた利用料は、お返しできませんのでご注意ください。ただし、下記のいずれかに該当し、かつ、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部をお返しすることができる。  (1) 利用者の責によらない理由で利用できなくなったとき。  (2) 利用の期日前 7 日前までに取りやめ又は変更を申し出た場合で、正当な理由があるとき。

## 利用許可の制限、取消し等

次の場合は、施設の利用許可はできません。また、すでに許可を受けているときでも、許可の取消し又は利用の制限、停止、入場の禁止、退場を命ずることがあります。この場合、利用者に生じた損害については、責を負いません。

- ・ 公益もしくは公安を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・ 施設又は備品等を損傷するおそれがあるとき。
- ・ 利用の目的以外に利用したとき。
- ・ 管理運営上支障があるとき。

## 多目的ホール利用料金について

区分		施設利用料	冷暖房利用料
多目的ホール	A	1時間につき 200 円	1台1時間につき 100 円
	B	1時間につき 400 円	

1. 観光交流センターの多目的ホールの利用形態は、次の区分による。
  - A 利用者が、入場料その他これに類する料金(入場料等)を徴収しないで利用する場合。
  - B 利用者が、入場料等を徴収して利用する場合。
2. 市民以外の者(須坂市内に勤務する者を除く。)が利用する場合は、規定料金の1.5倍の料金を徴収する。(冷暖房利用料を除く。)
3. 利用時間に1時間未満の端数がある場合、切り上げるものとする。

## ご利用についての注意事項について

1. ホール利用中はお電話によるお呼び出しは致しかねますので、急な連絡等は各自携帯電話をご使用いただくこととし、利用者側で直接お願いします。
2. ホールは、展示会、講演会、研修会、会議等の当施設の主旨に合致した目的のみの利用とし、上記以外のご利用は場合によってはお断りすることがありますので、ご了承ください。
3. 場内は禁煙となっております。

4. ご利用後は、必ず利用時間内に清掃し、机、椅子等もご利用前の状態にしてくださいませようお願いします。
5. ゴミ、資料等は必ずお持ち帰りくださいますようお願いします。
6. ご利用者は、不測の災害時に備え、消火設備、非常口の位置、避難経路の確認及び誘導方法などについてご承知置きください。
7. 火気、盗難には特にご注意いただき、盗難・紛失については、当方は一切責任を負いません。
8. 駐車場は、市営駐車場をご利用ください。
9. ご利用者が、施設又は備品等を損傷又は滅失された場合は、必ず届出てください。なお、指示によりその損害額をご負担いただきます。

指定管理者 須坂市観光協会